

商標制度

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14		15		16	17	18	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	T L T 書 ド	協 定 ド 議 定 書	ニ ス 協 定	商 標 法	現 地 必 代 理 要 性	審 査 制 度	権 利 原 付 与 則	本 国 登 録 要 件	存続期間		不 一 年 使 用 請 求 取 消	譲 渡 要 件	異議申立		無効審判		分 類	国 際 分 類 度	広 域 制 度	
													起 算 日	期 間 (年)			起 算 日	期 間	起 算 日	期 間				
ア ジ ア	AE	アラブ首長国連邦	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公開	30日	○		商品 34 サービス 11	○	-	第32類のビール類及び第33類は登録不可。
	AF	アフガニスタン	×	△	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	◎	公開	30日	登録	3年	商品 34 サービス 11	○ (9版)	-	
	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	×	○	-	○	折衷	-	出願	7 更10	5/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	-	
	BH	バーレーン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	○	公開	60日	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	BN	ブルネイ	×	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○	-	
	BT	ブータン	○	△	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3目▲	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
	CN	中国	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	HK	香港	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	3/▲	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
	ID	インドネシア	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	○	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
	IL	イスラエル	○	○	×	○	○	○	要	○	折衷	×	出願	10 更14	3/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	IN	インド	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎	公開	4月	○		商品 34 サービス11	○	-	
	IQ	イラク	○	△	×	×	×	○(備)	要	○	折衷	-	出願	10 更	3/▲	◎	公開	90日	登録	5年	商品 34 サービス 8	○	-	(備)連合暫定施政当局(CPA)指令第80号
	IR	イラン	○	△	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/▲	◎	公開/公報	30日	登録	3年	商品 34 サービス 11	○	-	第32類のビール類及び第33類は登録不可。
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	○	-	○	先使用	-	出願	10 更	3/△	◎	公開	3月	●(備)		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)無効は高等裁判所に提訴する。
	JP	日本	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎ (備1)	公報	2月	○(備2)		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備1)商標法24条の2第2項及び第3項に規定されている場合には譲渡できない。同法7条の2に規定する地域団体商標は譲渡できない。 (備2)請求の理由によっては、設定登録から5年を経過した後は請求できない場合がある(商標法47条)。
	KH	カンボジア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎	公報	90日	○		商品 34 サービス 11	○	-	
	KR	韓国	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	KW	クウェート	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	○	出願	10 更	5/▲	◎	公開(備)	30日	○		商品 34 サービス 11	○	-	第28類のクリスマスツリーとその関連商品、第29類の豚肉類、第32類のアルコール類及び第33類は登録不可。 (備)最後(3回目)の官報公告日
	LA	ラオス	○	×	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	◎	×		○		商品 34 サービス 11	○	-	
	LB	レバノン	○	△	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	15 更	5/△	◎	×		登録	5年	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	LK	スリランカ	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5/▲	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○	-	
	MM	ミャンマー	×	○	×	×	×	×	調査時点において、商標法は未制定。								左記参照				-			
	MN	モンゴル	○	○	×	○	○	○	-	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	○	-		○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	MO	マカオ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	×	登録	7 更	3/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
	MV	モルディブ	×	○	×	×	×	×	調査時点において、商標法は未制定。								左記参照				-			
	MY	マレーシア	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	3/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	NP	ネパール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	○	登録	7 更	1/△	○	公報	35日	○		(備)	-	-	(備)本国登録の分類に従う。
OM	オマーン	○	○	○	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎	公開	90日	登録	5年(備)	商品 33 サービス 11	○	-	(備)悪意による登録の場合は期限の定めはなし。	
PH	フィリピン	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3/△	○	公開	30日	○		商品 34 サービス 11	○	-		
PK	パキスタン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎	公報	2月	○		商品 34 サービス 11	○	-		
QA	カタール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公開	4月	○		商品 33 サービス 11	○	-	第32類のビール類及び第33類は登録不可。	
SA	サウジアラビア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10(太陰曆)更	5/△	◎	公開	90日	○		商品 34 サービス 11	○	-	アルコール類及び卸売・小売について登録不可。	
SG	シンガポール	○	○	×	○	○	○	要	○	折衷	-	出願	10 更	5/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
SY	シリア	○	△	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	×	◎	公開	90日	-		商品 34 サービス 8	○ (10版)	-		
TH	タイ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	◎	公開	90日	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
TW	台湾	×	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3/△	◎	登録	3月	○		商品 34 サービス 11	○	-		

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14		15		16	17	18	備考	
			パ	W	T	協	ニ	商	現	審	権	本	起算日	期間(年)	不(年/使用/請求/取消)	譲渡要件	異議申立		無効審判		分	国	広		
			リ	T	L	定	ス	標	地	査	利	国					起算日	期間	起算日	期間					類
	VN	ベトナム	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	(備)	○		商品 34 サービス 11	○	-	(備)公告日から登録までの間、意見書の提出可能。	
	YE	イエメン	○	×	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/▲	○	公開	6月	○		商品 33 サービス 8	○	-	第32類のビール類及び第33類は登録不可。	
	AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	-		
	AR	アルゼンチン	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	登録	10更	5/▲	◎	公開	30日	●		商品 34 サービス 11	○	(10版)	-	
	BB	バルバドス	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	登録	10更	5/▲	◎	公開	90日	○		商品 34 サービス 11	○	(10版)	-	
	BO	ボリビア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	3/△	◎	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	-	(備)絶対的拒絶理由による場合は無期限。	
	BR	ブラジル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	5/△	◎	公開	60日	●		商品 34 サービス 8	○	-		
	BS	バハマ	○	△	×	×	×	○	-	○	先使用	×	出願	14更	5/▲	○	公開	1月	○		商品 50(備)	-	-	(備)旧英国商品分類採用	
	BZ	ベリーズ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	(備)	○		商品 34 サービス 11	○	-	(備)期限の定めはない。	
	CA	カナダ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	登録	15更	3/△	◎	公開	2月	○		なし	-	-		
	CL	チリ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	×	◎	公開	30日	●		商品 34 サービス 11	○	-		
	CO	コロンビア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	3/△	◎	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	-	(備)絶対的拒絶理由を理由とする場合は無期限。	
	CR	コスタリカ	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	×	登録	10更	5/△	◎	公開(備)	2月	登録	4年	商品 34 サービス 8	○	-	(備)最初の公告(公開)。	
	CU	キューバ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	-		○		商品 34 サービス 8	○	(10版)	-	
	DO	ドミニカ共和国	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10更	3/△	◎	公開	45日	○		商品 34 サービス 11	○	-		
	DM	ドミニカ	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	公開	-	●		商品 34 サービス 11	○	(10版)	-	
	EC	エクアドル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	3/△	◎	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。	
	GD	グレナダ	○	○	×	×	×	○	商標法の条文等の情報入手できず内容未確認							左記参照					-				
	GT	グアテマラ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	5/△	◎	公開(備)	2月	○		商品 34 サービス 8	○	-	(備)最初の公告(公開)。	
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	×	○	(備1)	○	先願	-	出願	7更14	5/△	◎	公開	1月	○		商品 50(備2)	×	-	(備1)登録官が要求した場合。 (備2)独自分類	
	HN	ホンジュラス	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10更	3/△	◎	公開	30日	○		商品 34 サービス 8	○	-		
	HT	ハイチ	○	○	×	×	×	○	-	×	先使用	-	登録	10更	5/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 8	○	-		
	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	○	-	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	(10版)	-	
	KN	セントクリストファー・ネービス	○	○	×	×	○	○(備)	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	公開	1月	●		商品 34 サービス 11	○	(10版)	-	(備)英国商標の再登録制度あり。
	LC	セントルシア	○	○	×	×	○	○	-	○	先使用	-	出願	10更	3/△	◎	公開	3月	●		-	○	(10版)	-	
	MX	メキシコ	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	-		○		商品 34 サービス 11	○	(10版)	-	
	NI	ニカラグア	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	3/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	-		
	PA	パナマ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	-	出願	10更	5/△	◎	公開	2月	登録	10年	商品 34 サービス 11	○	-		
	PE	ペルー	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10更	3/△	◎	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。	
	PY	パラグアイ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	登録	10更	5/△	◎	公開	60日	○		商品 35 サービス 10	○	-		
	SR	スリナム	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	○	公報	9月	○		商品 34	○	(10版)	-	
	SV	エルサルバドル	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	-	◎	公開	2月	登録	5年(備)	商品 34 サービス 8	○	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。	
	TT	トリニダード・トバゴ	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○	(10版)	-	
	US	米国	○	○	○	○	○	○	-	○	折衷	-	登録	10更	3/△	○	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-	(備)悪意による出願である事を理由とする場合等、一部の例外については無期限。
	UY	ウルグアイ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	-	登録	10更	×	◎	公開	30日	登録	15年(備)	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。
	VC	セントビンセント	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	公報	3月	●		-	○	-		
	VE	ベネズエラ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	15更	-	◎	公開	30日	登録	2年(備)	-	○	-	(備)登録日から起算する。	

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14		15		16	17	18	備考
			パ	W	T	協	ニ	商	現	審	権	本	起算日	期間(年)	不(年/使用請求先消)	譲渡要件	異議申立		無効審判		分	国	広	
			リ	T	L	定	ス	標	地	査	利	国					起算日	期間	起算日	期間				
AD	アンドラ	○	△	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/▲	◎	×	○	商品34 サービス11	○	-				
AL	アルバニア	○	○	×	○	○	○	要	×	先使用	×	登録	10更	5/△	◎	公開	3月	●	商品34 サービス11 (10版)	○	-			
AM	アルメニア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10更	5/▲	◎	公開	2月	●	商品34 サービス11 (10版)	○	-			
AT	オーストリア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録(備)	10更	5/△	◎	公報	3月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO	(備)登録日の月末から起算する。		
AZ	アゼルバイジャン	○	△	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10更	5/△	◎	公報	3月	●(備)	商品34 サービス8 (10版)	○	-	(備)絶対的理由による場合は無期限、その他の理由による場合は登録から5年。		
BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	△	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	○	公開	3月	○	商品34 サービス8 (10版)	○	-			
BE	ベルギー	○	○	×	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10更	5/△	◎	公開(備2)	2月	●(備3)	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公開(公告)の翌月1日から起算。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。		
BG	ブルガリア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	2月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
BY	ベラルーシ	○	△	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/▲	◎	×	○	商品34 サービス11 (10版)	○	-				
CH	スイス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10更	5/△	◎	登録	3月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	-			
CY	キプロス	○	○	○	○	×	○	要	○	先使用	-	出願	7更14	5/▲	◎	公開	2月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
CZ	チェコ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	3月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
DE	ドイツ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願(備)	10更	5/△	◎	登録	3月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO	(備)出願月の末日から起算する。		
DK	デンマーク	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10更	5/△	◎	登録	2月	●	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
EE	エストニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公報	2月	●	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
ES	スペイン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	2月	●	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
FI	フィンランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10更	5/△	◎	公開	2月	●	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
FR	フランス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10更	5/△	◎	公開	2月	●	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
GB	英国	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	2月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
GE	グルジア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10更	5/▲	◎	公報	3月	●	商品34 サービス11 (10版)	○	-			
GR	ギリシャ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○	出願(備1)	10更	5/△	◎	公開(備2)	4月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO	(備1)出願の翌日から起算する。 (備2)公開(公告)の翌月の16日から起算する。		
HR	クロアチア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	3月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	(備)	(備)EUの加盟候補国		
HU	ハンガリー	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	3月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
IE	アイルランド	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	3月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
IS	アイスランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○	登録	10更	5/▲	◎	公報	2月	●	商品34 サービス11 (10版)	○	-			
IT	イタリア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	3月	●	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
KG	キルギス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/▲	◎	×	登録	5年(備)	商品34 サービス11 (10版)	○	-	(備)絶対的拒絶理由を根拠とする場合は無期限。		
KZ	カザフスタン	○	△	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10更	5/△	◎	公報	(備2)	●	商品34 サービス11 (10版)	○	-	(備1)期間の定めはない。 (備2)先登録又は周知商標を理由とするときは、登録日から5年以内に請求しなければならない。		
LI	リヒテンシュタイン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10更	5/△	◎	×	○	商品34 サービス11 (10版)	○	-				
LT	リトアニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10更	5/△	◎	公報	3月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
LU	ルクセンブルグ	○	○	×	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10更	5/△	◎	公開(備2)	2月	●(備3)	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公告(公開)の翌月1日から起算する。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。		
LV	ラトビア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	登録	3月	●	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO			
MC	モナコ	○	×	○	○	○	○	-	○	先願	-	出願	10更	-	◎	-	○	商品34 サービス11 (10版)	○	-				
MD	モルドバ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	3月	○	商品34 サービス11 (10版)	○	-			
ME	モンテネグロ	○	×	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10更	5/△	◎	公開	90日	○	商品34 サービス11 (10版)	○	-			
MK	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公報	90日	○	商品34 サービス11 (10版)	○	(備)	(備)EUの加盟候補国		
MT	マルタ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10更	5/△	◎	-	○	商品34 サービス11 (10版)	○	EUIPO				

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14		15		16	17	18	備考	
			パ	W	T	協	ニ	商	現	審	権	本	起算日	期間(年)	不(年/使用請求先消)	譲渡要件	異議申立		無効審判		分	国	広		
			リ	T	L	定	ス	標	の	査	利	国					起算日	期間	起算日	期間					類
ヨーロッパ	NL	オランダ	○	○	×	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	公開(備2)	2月	●(備3)	商品 34 サービス 11	○(10版)	EUIPO	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公開(公告)の翌月1日から起算。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。	
	NO	ノルウェー	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○(備)	出願	10	更	5/△	◎	公報	3月	●	商品 34 サービス 11	○(10版)	-	(備)パリ条約及びWTO加盟国からの出願、並びに現地で営業活動をしている出願人の出願の場合は、本国登録要件は免除される。	
	PL	ポーランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公報	6月	○	商品 34 サービス 11	○(10版)	EUIPO		
	PT	ポルトガル	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10	更	5/△	○	公開	2月	○	商品 34 サービス 11	○(10版)	EUIPO		
	RO	ルーマニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/▲	◎	公開	2月	●	商品 34 サービス 11	○(10版)	EUIPO		
	RS	セルビア	○	△	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	×		●	商品 34 サービス 11	○(10版)	-	(備)無効宣言請求制度。一部の無効理由には期間の制限がある。	
	RU	ロシア	○	○(備)	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	3/△	◎	×		○	商品 34 サービス 11	○(10版)	-	(備)2012.8.22に効力発生	
	SE	スウェーデン	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10	更	5/△	◎	登録	2月	○	商品 34 サービス 11	○(10版)	EUIPO		
	SI	スロベニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公開	3月	●	商品 34 サービス 11	○(10版)	EUIPO		
	SK	スロバキア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	○	出願	10	更	5/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11	○(10版)	EUIPO		
	SM	サンマリノ	○	×	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	公報	3月(備)	○	-	-	-	(注)サンマリノ・イタリア条約に基づき、イタリアで取得した商標権が効力を有する。 (備)情報提供制度もあり(公告日から4月)。	
	TJ	タジキスタン	○	○(備1)	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	-		登録	5年(備2)	商品 34 サービス 11	○	-	(備1)2013.3.21に効力発生 (備2)絶対的拒絶理由を理由とする場合は無期限。
	TM	トルクメニスタン	○	×	×	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10	更	3/△	◎	×		○	商品 34 サービス 11	○(10版)	-		
	TR	トルコ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11	○(10版)	(備)	(備)EUの加盟候補国	
UA	ウクライナ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	3/▲	◎	×	(備)	○	商品 34 サービス 11	○(10版)	-	(備)情報提供制度がある。		
UZ	ウズベキスタン	○	△	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	×		○	商品 34 サービス 11	○(10版)	-			
VA	バチカン	○	△	×	×	×		イタリア商標法は適用されないが、バチカン法廷はイタリア法を適用する裁量権を有する									左記参照				-				
アフリカ	AO	アンゴラ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	10	更	-	◎	×		●	商品 34 サービス 11	○	-		
	BF	ブルキナファソ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○	OAPI		
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	×	○	要	×	先使用	-	-	無期限	-	○	-			○	商品 34 サービス 11	○	-		
	BJ	ベナン	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○(10版)	OAPI		
	BW	ボツワナ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	3/△	◎	公開	3月	○	-	○	ARIPO		
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	10	更	3/△	◎	×		○	商品 34 サービス 11	○	-		
	CF	中央アフリカ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○	OAPI		
	CG	コンゴ共和国	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	×	出願	10	更	5/▲	◎	登録	6月	●	商品 34 サービス 11	○	OAPI		
	CI	コートジボアール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○	OAPI		
	CM	カメルーン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○	OAPI		
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	×		●	商品 34 サービス 8	○	-		
	DZ	アルジェリア	○	△	×	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	3/△	◎	×		●	商品 34 サービス 11	○(10版)	-		
	EG	エジプト	○	○	○	○	○	○	-	○	折衷	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	60日	●(備)	商品 34 サービス 12	○(10版)	-	(備)先使用を理由とするときは登録から5年以内。	
	ET	エチオピア	×	△	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	7	更	3/△	◎	公開	60日	○	商品 34 サービス 11	○(10版)	-		
	GA	ガボン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○	OAPI		
	GH	ガーナ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公報	2月	●(備)	商品 34 サービス 11	○	ARIPO	(備)無効は高等裁判所に提訴する。	
GM	ガンビア	○	○	×	×	×	○	要	○(備)	先願	-	出願	10	更	5/▲	-	公開	3月	-	-	○	ARIPO	(備)審査は、方式、登録適確、先登録及び先願について行われる。		
GN	ギニア	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公報	6月	○	商品 34 サービス 11	○(10版)	OAPI			
GQ	赤道ギニア	○	△	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10	更	5/▲	◎	公報	6月	●	-	○	OAPI			

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14		15		16	17	18	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	T L T	協 定 マ 議 定 書	ニ ス 協 定	商 標 法	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度	権 利 原 則	本 国 登 録 要 件	出 願	10 更	5/▲	◎	異議申立		無効審判		分 類	国 際 分 類	広 域 制 度	
																	起 算 日	期 間 (年)	起 算 日	期 間				
ア フリ カ	GW	ギニアビサウ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10更	5/▲	◎	公報	6月	●	-	○	OAPI		
	KE	ケニア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	10	5/△	◎	公開	60日	●	商品 34 サービス 11	○	ARIPO	
	KM	コモロ	○	△	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○	OAPI(備)	(備) 2013.5.25に効力が発生。	
	LR	リベリア	○	△	×	○	×	○	要	×	先願	-	出願	10更	3/△	○	×(備)		○	-	○	ARIPO	(備)情報提供が行える。	
	LS	レソト	○	○	×	○	×	○	要	○(備)	先願	-	出願	10更	3/△	◎	公報	3月	○	商品 34 サービス 8	×	ARIPO	(備)先行出願、先行登録の有無を除き審査する。	
	LY	リビア	○	△	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10更	5/▲	○	公開	3月	○	商品 34 サービス 12	○	-		
	MA	モロッコ	○	○	○	○	○	○	要	×	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	2月	●	商品 34 サービス 11 (10版)	○	-		
	MG	マダガスカル	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	×		●	商品 34 サービス 11	○	-		
	ML	マリ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○	OAPI		
	MR	モーリタニア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○	OAPI		
	MU	モーリシャス	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	公開	3月	●	-	○	-		
	MW	マラウイ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	-	出願	7更	14	5/△	◎	公開	2月	○	商品 34 サービス 11 (10版)	○	ARIPO	
	MZ	モザンビーク	○	○	×	○	○	○	-	○	先願	-	出願	10更	×	◎	公開	60	●	商品 34 サービス 11 (10版)	○	ARIPO		
	NA	ナミビア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	2月	○	商品 34 サービス 8	○	ARIPO		
	NE	ニジェール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○	OAPI		
	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	×	○	-	○	折衷	×	出願	7更	14	5/△	◎	公開	2月	○	商品 34	○	-	
	RW	ルワンダ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	×	出願	10更	3	◎	公開	-	●	商品 34 サービス 11 (10版)	○	ARIPO (備)	(備)バンジュール議定書には加盟している。	
	SC	セーシェル	○	△	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	7更	14	5/△	◎	公開	2月	●	商品 34 サービス 11	○	ARIPO	
	SD	スーダン	○	△	×	○	×	×	要	×	先願	×	出願	10更	5/▲	◎	公開	6月	◎	商品 34 サービス 11	○	ARIPO	アルコール類は登録不可。	
	SL	シエラレオネ	○	○	×	○	×	○	-	○	先使用	-	出願	14更	5/▲	○	公開	3月	◎	商品 50 (備)	-	ARIPO	(備)旧英国商品分類を採用。	
	SN	セネガル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○	OAPI		
	ST	サントメ・プリンシペ	○	△	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10更	5/△	◎	公報	90日	○	商品 34 サービス 11 (10版)	○	-		
	SZ	スワジランド	○	○	×	○	×	○	要	○(備)	先願	×	登録	10更	3/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11	○	ARIPO	(備)先行出願/先行登録については異議申立があった場合に審査する。	
	TD	チャド	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 8	○	OAPI		
	TG	トーゴ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○	OAPI		
	TN	チュニジア	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10更	5/△	◎	公報	2月	●	商品 34 サービス 11 (10版)	○	-		
	TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	7更	10	3/△	◎	公開	60日	○	商品 34 サービス 11	○	ARIPO	(備)異議申立は、利害関係者に限られる。
		公開(備)																60日	●	商品 34 サービス 11				
UG	ウガンダ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	7更	10	3/△	◎	公開	60日	○	商品 34 サービス 11	○	ARIPO		
ZA	南アフリカ	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	×	出願	10更	5/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11	○	-			
ZM	ザンビア	○	○	×	○	×	○	要	○	折衷	×	出願	7更	14	5/△	◎	公開	2月	○	商品 34 サービス 11	○	ARIPO		
ZW	ジンバブエ	○	○	×	○	×	○	-	○	先使用	×	出願	10更	5/△	◎	公開	2月	○	商品 34 サービス 11	○	ARIPO			
オ セ ア ニ ア	AU	オーストラリア	○	○	○	○	○	○	要	○	折衷	×	出願	10更	3/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11 (10版)	○	-		
	FJ	フィジー	×	○	×	×	×	○	要	○	先使用	-	出願	14更	5/▲	○	公開	3月	-	商品 50	×	-		
	NZ	ニュージーランド	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10更	3/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11	○	-		
	PG	パプアニューギニア	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	-	出願	10更	3/▲	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 8	○	-		
	SB	ソロモン	×	○	×	×	×	○	商標法の条文等の情報入手できず内容未確認							左記参照					-			
	TO	トンガ	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	×	出願	10更	3/△	◎	公開	3月	○	-	○	-		

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14		15		16	17	18	備考
			パ	W	T	協マ	ニ	商	現の	審	権の	本	存続期間		不(年 使/用 請 取 先 消)	譲 渡 要 件	異議申立		無効審判		分	国	広	
			リ	T	L	議リ	丨	標	地必	査	利	国	起	期			起	期	算	算				
約	定	T	書ド	定	法	性	度	与	則	要	件	日	間	日	間	日	間	類	類	度				
国際機関	AP	アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)	×	×	×	×	×	○	要	×	(備)	×	出願	10 更	(備)	◎	公報	3月	(備)	商品 34 サービス 8	○	/	(備)各指定国に任されている。	
	EM	欧州連合知的財産庁(EUIPO)	×	×	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5(備)/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11	○	/	(備)共同体内における継続した不使用の期間。	
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	×	×	×	○	×	○	要	×	折衷	×	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○	/		

(資料) 特許庁「平成27年度各国産業財産権制度情報整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考)

- パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
 - WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを、「△」はオブザーバー加盟であることを示す。
 - TLT(商標法条約)の項中、「○」は同条約の締約国であることを、「×」は未締約国であることを示す。
 - マドリッド協定議定書の項中、「○」は「標章の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書」に加盟していることを、「×」は同議定書に未加盟であることを示す。
 - ニース協定の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
 - 商標法の項中、「○」は商標法があることを、「×」は商標法がないことを示す。
 - 現地代理人の必要性の項中、「要」は現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とすることを示す。
 - 審査制度の項中、「○」は方式的な観点だけでなく、実体的な観点からの審査(顕著性、先行商標審査等を含む。)を行うことを、「×」は方式的な観点からの審査のみ行うことを示す。
 - 権利付与の原則の項中、「先願」は先願主義を採用していることを、「先使用」は先使用主義を採用していることを、「折衷」は折衷主義を採用していることを示す。先願主義とは、商標権の発生が先願者に対する登録に基づくものを、先使用主義とは、商標権の発生が商標の使用に基づくものをいい、折衷主義とは先願主義と先使用主義とが併存することをいう。
 - 「本国登録要件」とは、外国人が自国以外の国へ出願する場合に、自国において事前に商標登録がなされていることを要求されるか否かを表す。本項目中、「○」は本国における事前の商標登録が必要であることを、「×」は本国における事前の商標登録が不要であることを示す。
 - 存続期間における起算日は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「登録」は商標登録日を、「公報」は商標公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。また、期間の項は「権利の存続期間(年単位)」を示し、更新制度を有する場合において「更新期間が存続期間(例えば10年)と同じ場合」には「10 更」と記し、「更新期間(例えば14年)が存続期間(例えば7年)と異なる場合」には「7 更14」のように記している。
 - 数字は取消の対象となる不使用期間の年を表す。また、「△(▲)」は不使用取消の請求先が「特許庁(裁判所)」であることを、「×」は不使用取消審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。
 - 譲渡要件の項中、「◎」は営業とは無関係に商標権のみの譲渡が許されることを、「○」は商標権の譲渡が営業の譲渡と同時であることを要することを示す。
 - 「異議申立」の項中、「×」は「異議申立制度がない場合」を示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は商標登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
 - 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、起算日とすることを示す。
 - 分類の項中、表記は採用している分類表における分類の商品及びサービス別の数を示す。
 - 国際分類の項中、「○」は標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく国際分類を採用している場合を、「×」は採用していない場合を示す。また、「○」の下の括弧内の数字は採用しているニース分類の版を示す。
 - EUIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
 - ARIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
 - OAPIの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 上記表中、タンザニアは旧タンガニーカ及び旧ザンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においてはそれぞれの法律により行われている。ARIPO加盟国について、ARIPOで登録された商標権の効力が及ぶのは、域内での標章に関するバンジュール議定書に署名しているレソト、マラウイ、スワジランド、タンザニア、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア、ウガンダの8ヶ国のみ。
- 上記表の全ての項に共通して、「-」は不明な場合を示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問合せ先: 国際協力課